

## 宮城野区「おらほの公園草刈隊」実施要領

(平成 20 年 8 月 22 日区長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、誰でも気軽に遊べる魅力ある公園として維持するための雑草問題、行政と地域及び区民が連携・協働を図りながら解決していく上で、各公園に草刈・剪定等を行なう町内会、公園愛護協力会、企業等のボランティア団体組織（以下「ボランティア団体」という。）による「おらほの公園草刈隊」の結成を促すことを目的として、その実施に関する必要な事項を定めるものである。

### (対象公園)

第 2 条 宮城野区（以下「区」という。）が管理する公園で、主に地区住民が利用する最も身近な街区公園の内、概ね 4,000 m<sup>2</sup>以下の公園を基本とし、ボランティア団体による草刈・剪定等が実施されていない公園を対象とする。

### (登録申込等)

第 3 条 「おらほの公園草刈隊」の活動を希望するボランティア団体は、別に定める登録申込書（様式 1）を区長に提出するものとする。

2 区長は、登録申込書が提出された場合には、内容を審査し適切と認められる場合には、「おらほの公園草刈隊」のボランティア団体として登録し、認定書（様式 2）を交付するものとする。

### (覚書の締結)

第 4 条 区長は、前条の規定により登録した団体と、次の各号に掲げる事項の実施に関する覚書（以下「覚書」という。（様式 3））を締結するものとする。

- (1) 草刈・剪定等の活動を実施する公園及び実施内容
- (2) 区の支援内容等

2 ボランティア団体は、前項の規定による覚書を締結する場合、その団体の会員名簿等（様式 4）を添付するものとする。

### (実施内容等)

第 5 条 ボランティア団体は、この実施要領及び覚書に基づき、必要な時期に草刈・剪定等の活動を実施するものとする。

2 ボランティア団体は、活動状況を毎年 11 月 30 日までに、活動報告書として区長に提出するものとする。

### (ボランティア団体への区の支援)

第 6 条 区は、ボランティア団体の活動に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 仙台市市民活動保険への加入
- (2) 草刈機械等の貸出し、及び機械除草等に関する「おしかけ出前講座」の実施
- (3) 公園内に、ボランティア団体名称等の表示板設置
- (4) 燃料その他必要資材物品の貸与、支給
- (5) 雑草等の処理袋支給と回収

### (実施細目)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関する必要な事項は、区長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

### 附 則 （平成 31 年 3 月 29 日改正）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。